

提案提出元	株式会社TBSテレビ
-------	------------

項目	意見
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>電波は公共の財産であり、その電波を利用する放送事業には強い公共性や社会的役割なども求められている。そのため、電波の周波数割当に当たって、全ての帯域に対して市場原理を優先するオークションを導入することは、なじまないと考えている。「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など、経済合理性ばかりを偏重した議論ではなく、特に電波の公共性や社会インフラとしての機能についても敷衍した不足のない議論をするべきではないだろうか。</p> <p>また海外事例を参考にするにしても、机上の議論でよしとはせず、現実の日本市場の実態に即した議論を行うことが大切だと考えている。</p>
2. 論点に対してどのように考えるか。	<p>4 対象範囲</p> <p>上記の理由から、放送事業用の周波数をオークションの対象にするのは適当ではないと考える。また再免許申請の度にオークションを導入することは、放送に係る膨大な設備投資の実態や現実を考慮すれば、経済合理性の観点からも避けるべきだと考えている。</p> <p>7 電波利用料制度との関係</p> <p>電波利用料は、不法電波の監視等、無線局全体の受益を目的として行う電波利用共益事務のための費用として始まっている。その趣旨や性格に鑑みれば、市場原理や経済合理性を根本とするオークション制度と絡めて、料額を算定することはなじまないと考える。双方は切り離して議論すべきである。</p>